

○厚生労働省告示第二十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1に次のように加える。

- 1117 へパリン使用血管ステントグラフト
- 1118 へパリン使用中心循環系ステントグラフト
- 1119 輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズ
- 1120 電気刺激治療装置用パルスメータ選択プログラムの